

牧監第 45 号
令和6年8月20日

牧之原市長 杉本 基久雄 様

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 植田 博巳

令和5年度牧之原市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書
について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について、牧之原市監査基準（令和2年牧之原市監査委員訓令第1号）に基づいて審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 5 年 度

牧 之 原 市 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

牧之原市監査委員

令和5年度 牧之原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

財政健全化審査及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

第2 審査の対象

- 1 令和5年度 健全化判断比率
 - （1）実質赤字比率
 - （2）連結実質赤字比率
 - （3）実質公債費比率
 - （4）将来負担比率
- 2 令和5年度 資金不足比率
 - （1）牧之原市水道事業会計
 - （2）牧之原市農業集落排水事業特別会計

第3 審査の着眼点

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

牧之原市役所 榛原庁舎 6階会議室2
令和6年7月24日（水）

第6 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、その算定は適正であるものと認められた。

早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準等

1 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担比率
5 年度比率	—	—	5.8	—
地方債発行 許可基準			18.0	
早期健全化 基準	12.96	17.96	25.0	350.0
財 政 再 生 基準	20.00	30.00	35.0	
4 年度比率	—	—	5.5	—

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため、「—」と表示

※ 5年度将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示

2 資金不足比率

(単位：％)

区 分	水道事業会計	農業集落排水事業特別会計
5 年 度 比 率	—	—
経 営 健 全 化 基 準	20.00	20.00
4 年 度 比 率	—	—

※ 資金不足比率は、不足額がないため、「—」と表示

第7 審査の意見

1 実質赤字比率(※マイナス表示は黒字運営を示す)

令和5年度の実質赤字比率は、「－4.78％」となっており、早期健全化基準、財政再生基準を下回っている。

2 連結実質赤字比率(※マイナス表示は黒字運営を示す)

令和5年度の連結実質赤字比率は、「－14.75％」となっており、早期健全化基準、財政再生基準を下回っている。

3 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率(3カ年平均)は、「5.8%」と、5%台を維持した。早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、地方財政法第5条の4に規定する地方債の発行に許可が必要となる団体の基準(18%)も下回っている。

また、令和5年度単年度においても6.3%であり、昨年同様、健全な財政運営を積極的に推進した成果と伺われる。

4 将来負担比率

令和5年度将来負担比率は、健全な状況を維持している。

5 資金不足比率

令和5年度資金不足比率は、水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準を下回っている。